

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号） 抄

（附則第六十三條關係（平成十七年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八條、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百二條第一項、<u>第二百三條の二</u>、<u>第二百四條第一項</u>（同法第二百二條第一項若しくは第二百三條の二に係る部分に限る。）、<u>第八十二條第一項若しくは第二項若しくは第八十四條</u>（同法第八十二條第一項若しくは第二項若しくは第二項に係る部分に限る。）、<u>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</u>（昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六條前段若しくは第四十八條第一項</u>（同法第四十六條前段に係る部分に限る。）、又は<u>雇用保険法</u>（昭和四十九年法律第十六号）<u>第八十三條若しくは第八十六條</u>（同法第八十三條に係る部分に限る。）、の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなく</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条若しくは第二百十四條、<u>船員保険法</u>（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八條若しくは第七十條</u>、<u>労働者災害補償保険法</u>（昭和二十二年法律第五十号）<u>第五十一条前段若しくは第五十四條第一項</u>（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、<u>厚生年金保険法</u>（昭和二十九年法律第一百五号）<u>第二百二條第一項、第二百四條</u>（同法第二百二條第一項に係る部分に限る。）、<u>第八十二條第一項若しくは第二項若しくは第八十四條</u>（同法第八十二條第一項若しくは第二項に係る部分に限る。）、<u>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</u>（昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六條前段若しくは第四十八條第一項</u>（同法第四十六條前段に係る部分に限る。）、又は<u>雇用保険法</u>（昭和四十九年法律第十六号）<u>第八十三條若しくは第八十六條</u>（同法第八十三條に係る部分に限る。）、の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

なつた日から起算して五年を経過しない者

三丁六（略）

三丁六（略）